

## 記録閲覧等の概況及び不服申立事件等について

刑事局総務課

当局に報告のあった保管記録等の閲覧（謄写）状況、保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件について取りまとめたので、執務の参考とされたい。

### 第1 保管記録等の閲覧（謄写）状況等

平成27年（調査期間：平成27年1月1日から同年12月31日まで）における保管記録等の閲覧（謄写）状況等の概要は次のとおりである。

#### 1 概況

平成27年における保管記録等の閲覧（謄写）状況は1表のとおりである。

平成27年の保管記録に対する閲覧請求件数は、平成26年の23,189件から333件減少して22,856件となった。

閲覧請求に対し、閲覧を許可（一部不許可を除く。）した件数は22,666件、不許可件数は25件、一部不許可件数は165件であり、閲覧を許可した件数が請求件数の99%以上を占めている。

また、閲覧が許可された保管記録のうち、21,873件（許可件数の96.5%）について謄写申請がなされ、21,781件（謄写申請件数の99.6%）が許可（一部不許可を除く。）されているところ、謄写の不許可件数は33件、一部不許可件数は59件となっている。

このほか、再審保存記録に対してなされた閲覧請求8件のうち、5件が許可、3件が不許可、刑事参考記録に対してなされた閲覧請求12件は全て許可、記録事務規程第11条の特別処分に係る保存記録に対しては閲覧請求がなされなかった。

【1表】 保管記録等の閲覧（謄写）状況

|                              |       |          |
|------------------------------|-------|----------|
| 1 保管記録                       | 閲覧請求  | 22,856 件 |
|                              | 許可    | 22,666 件 |
|                              | 一部不許可 | 165 件    |
|                              | 不許可   | 25 件     |
|                              | 謄写申請  | 21,873 件 |
|                              | 許可    | 21,781 件 |
|                              | 一部不許可 | 59 件     |
|                              | 不許可   | 33 件     |
| 2 再審保存記録                     | 閲覧請求  | 8 件      |
|                              | 許可    | 5 件      |
|                              | 一部不許可 | 0 件      |
|                              | 不許可   | 3 件      |
| 3 刑事参考記録                     | 閲覧請求  | 12 件     |
|                              | 許可    | 12 件     |
|                              | 一部不許可 | 0 件      |
|                              | 不許可   | 0 件      |
| 4 記録事務規程第11条の<br>特別処分に係る保存記録 | 閲覧請求  | 0 件      |
|                              | 許可    | 0 件      |
|                              | 一部不許可 | 0 件      |
|                              | 不許可   | 0 件      |

## 2 裁判所からの送付嘱託等の受理・処理状況

### (1) 確定記録に係る送付嘱託等の受理・処理状況

平成24年から平成27年までの受理・処理件数は2表のとおりであり、平成27年における受理件数は、前年から1件増加して760件となっている。

これを処理区分別件数でみると、「全て送付」としたものが524件で受理件数の68.9%を占めている。他方、送付嘱託等に応じなかった（全く応じなかった又は一部送付に応じた）件数は236件あり、受理件数の31.1%を占め、このうち、全く応じなかった件数は54件あり、送付嘱託等に応じなかった件数の22.9%を占めている。

【2表】 確定記録に係る送付嘱託等の受理・処理状況

| 年次    | 受理件数 | 処理件数         |              |            |
|-------|------|--------------|--------------|------------|
|       |      | 全て送付         | 一部送付         | 全く応じない     |
| 平成24年 | 970  | 667<br>68.8% | 248<br>25.5% | 55<br>5.7% |
| 平成25年 | 907  | 644<br>71.0% | 193<br>21.3% | 70<br>7.7% |
| 平成26年 | 759  | 540<br>71.2% | 168<br>22.1% | 51<br>6.7% |
| 平成27年 | 760  | 524<br>68.9% | 182<br>24.0% | 54<br>7.1% |

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

※送付嘱託のほか、目撃者の特定のための情報について調査の嘱託がなされた件数も含む。

※「全て送付」には、身上・前科及び身柄関係書類については不送付としたものを含む。

受理件数について、過失運転致死傷罪（平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項（自動車による過失致死傷罪）を含む。以下同じ。）とそれ以外の罪名で区分したものが3表であるが、平成27年においては、過失運転致死傷罪に係る記録に対する送付嘱託が全体の59.3%を占めている。

【3表】 過失運転致死傷罪に係る送付嘱託等受理件数

| 年次    | 受理件数 | 過失運転致死傷罪     | その他          |
|-------|------|--------------|--------------|
| 平成24年 | 970  | 543<br>56.0% | 427<br>44.0% |
| 平成25年 | 907  | 510<br>56.2% | 397<br>43.8% |
| 平成26年 | 759  | 469<br>61.8% | 290<br>38.2% |
| 平成27年 | 760  | 451<br>59.3% | 309<br>40.7% |

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

なお、平成27年における処理件数について、処理区分ごとに過失運転致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが4表である。

【4表】 過失運転致死傷罪に係る送付嘱託等処理件数

| 平成27年  | 処理件数 | 過失運転致死傷罪     | その他          |
|--------|------|--------------|--------------|
| 全て送付   | 524  | 324<br>61.8% | 200<br>38.2% |
| 一部送付   | 182  | 94<br>51.6%  | 88<br>48.4%  |
| 全く応じない | 54   | 33<br>61.1%  | 21<br>38.9%  |

※上段：件数 下段：処理件数に対する比率

※「全て許可」には、身上・前科等関係書類については不許可としたものを含む。

(2) 不起訴記録に係る送付嘱託等の受理・処理状況

平成24年から平成27年までの受理・処理件数は5表のとおりであり、平成27年における受理件数は、前年から158件増加して1,935件となっている。

これを処理区分別件数でみると、送付嘱託等に応じなかった（全く応じなかった又は一部送付に応じた）件数が1,250件あり、受理件数の64.6%を占め、中でも「一部送付」としたものが1,061件で受理件数の54.8%を占めて最大となっている。

【5表】 不起訴記録に係る送付嘱託等の受理・処理状況

| 年次    | 受理件数  | 処理件数         |                |              |
|-------|-------|--------------|----------------|--------------|
|       |       | 全て送付         | 一部送付           | 全く応じない       |
| 平成24年 | 1,809 | 602<br>33.3% | 1,025<br>56.7% | 182<br>10.0% |
| 平成25年 | 1,783 | 573<br>32.1% | 1,037<br>58.2% | 173<br>9.7%  |
| 平成26年 | 1,777 | 742<br>41.8% | 837<br>47.1%   | 198<br>11.1% |
| 平成27年 | 1,935 | 685<br>35.4% | 1,061<br>54.8% | 189<br>9.8%  |

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

※送付嘱託のほか、目撃者の特定のための情報について調査の嘱託がなされた件数も含む。

※「全て送付」には、身上・前科及び身柄関係書類については不送付としたものを含む。

受理件数について、過失運転致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが6表であるが、平成27年においては、過失運転致死傷罪に係る記録に対する送付嘱託等が全体の88.7%を占めている。

【6表】 過失運転致死傷罪に係る送付嘱託等受理件数

| 年次    | 受理件数  | 過失運転致死傷罪       | その他          |
|-------|-------|----------------|--------------|
| 平成24年 | 1,809 | 1,626<br>89.9% | 183<br>10.1% |
| 平成25年 | 1,783 | 1,564<br>87.7% | 219<br>12.3% |
| 平成26年 | 1,777 | 1,537<br>86.5% | 240<br>13.5% |
| 平成27年 | 1,935 | 1,716<br>88.7% | 219<br>11.3% |

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

なお、平成27年における処理件数について、処理区分ごとに過失運転致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが7表である。

【7表】 過失運転致死傷罪に係る送付嘱託等処理件数

| 平成27年  | 処理件数  | 過失運転致死傷罪     | その他         |
|--------|-------|--------------|-------------|
| 全て送付   | 685   | 635<br>92.7% | 50<br>7.3%  |
| 一部送付   | 1,061 | 959<br>90.4% | 102<br>9.6% |
| 全く応じない | 189   | 122<br>64.6% | 67<br>35.4% |

※上段：件数 下段：処理件数に対する比率

※「全て送付」には、身上・前科及び身柄関係書類については不送付としたものを含む。

### 3 弁護士法第23条の2に基づく弁護士会からの閲覧（謄写）に係る照会の受理・処理状況

平成24年から平成27年までの受理・処理件数は8表のとおりであり、平成27年における受理件数は、前年から2,275件減少して26,461件となっている。

閲覧（謄写）の許可状況について処理区分別件数で見ると、「全て許可」としたものが22,925件で受理件数の86.6%を占めて最多となっているところ、許可しなかった件数（全部又は一部許可しなかった件数）は3,536件あり、これは受理件数の13.4%を占める。

【8表】 弁護士法第23条の2に基づく弁護士会からの閲覧（謄写）に係る照会の受理・処理状況

| 年次    | 受理件数   | 処理件数            |                |             |
|-------|--------|-----------------|----------------|-------------|
|       |        | 全て許可            | 一部許可           | 全く応じない      |
| 平成24年 | 27,245 | 24,436<br>89.7% | 2,306<br>8.5%  | 503<br>1.8% |
| 平成25年 | 26,635 | 23,315<br>87.5% | 2,652<br>10.0% | 668<br>2.5% |
| 平成26年 | 28,736 | 25,440<br>88.5% | 2,835<br>9.9%  | 461<br>1.6% |
| 平成27年 | 26,461 | 22,925<br>86.6% | 3,081<br>11.7% | 455<br>1.7% |

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

※「全て許可」には、身上・前科等関係書類については不許可としたものを含む。

受理件数について、過失運転致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが9表であるが、平成27年においては、過失運転致死傷罪に係る記録に対する受理件数が全体の96.3%を占めている。

【9表】 過失運転致死傷罪に係る照会受理件数

| 年次    | 受理件数   | 過失運転致死傷罪        | その他           |
|-------|--------|-----------------|---------------|
| 平成24年 | 27,245 | 26,242<br>96.3% | 1,003<br>3.7% |
| 平成25年 | 26,635 | 25,801<br>96.9% | 834<br>3.1%   |
| 平成26年 | 28,736 | 27,784<br>96.7% | 952<br>3.3%   |
| 平成27年 | 26,461 | 25,491<br>96.3% | 970<br>3.7%   |

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

平成27年の受理・処理件数について、確定記録と不起訴記録別に区分したものが10表である。

平成27年の受理件数26,461件のうち、不起訴記録に対する受理件数が25,826件であり、受理件数の97.6%を占めている。

処理件数について、照会に対して全く応じなかった件数が占める割合は、確定記録が27.7%であるのに対し、不起訴記録は1.1%であり、不起訴記録に比して、確定記録については照会に応じない割合が高い。

【10表】 確定記録・不起訴記録別に見る受理・処理状況

| 平成27年    | 受理件数   | 処理区分別件数       |              |            |
|----------|--------|---------------|--------------|------------|
|          |        | 全て許可          | 一部許可         | 全く応じない     |
| 過失運転致死傷罪 | 579    | 385(66.5%)    | 33( 5.7%)    | 161(27.8%) |
|          | 24,912 | 21,828(87.6%) | 2,854(11.5%) | 230( 0.9%) |
| その他      | 56     | 35(62.5%)     | 6(10.7%)     | 15(26.8%)  |
|          | 914    | 677(74.1%)    | 188(20.6%)   | 49( 5.3%)  |
| 合計       | 635    | 420(66.2%)    | 39( 6.1%)    | 176(27.7%) |
|          | 25,826 | 22,505(87.1%) | 3,042(11.8%) | 279( 1.1%) |

※上段：確定記録 下段：不起訴記録 ( )：受理件数に対する比率

※「全て許可」には、身上・前科等関係書類については不許可としたものを含む。

#### 4 被害者又はその親族若しくはその代理人たる弁護士に係る不起訴記録の閲覧（謄写）状況

平成24年から平成27年までの受理・処理件数は11表のとおりであり、平成27年における受理件数は、前年から1,662件増加して、11,042件となっている。

これを処理区分別件数でみると、「全て許可」としたものが10,731件あり、全体の97.2%を占めている。

【11表】 被害者又はその親族若しくはその代理人たる弁護士に係る不起訴記録の閲覧（謄写）状況

| 年次    | 受理件数   | 処理件数   |      |        |
|-------|--------|--------|------|--------|
|       |        | 全て許可   | 一部許可 | 全く応じない |
| 平成24年 | 7,068  | 6,434  | 616  | 21     |
|       |        | 91.0%  | 8.7% | 0.3%   |
| 平成25年 | 7,701  | 6,962  | 697  | 42     |
|       |        | 90.4%  | 9.1% | 0.5%   |
| 平成26年 | 9,380  | 9,114  | 242  | 24     |
|       |        | 97.2%  | 2.6% | 0.2%   |
| 平成27年 | 11,042 | 10,731 | 284  | 27     |
|       |        | 97.2%  | 2.6% | 0.2%   |

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

※「全て許可」には、身上・前科等関係書類については不許可としたものを含む。

受理件数について、過失運転致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが12表であり、平成27年においては、過失運転致死傷罪に係る記録に対する受理件数が全体の95.1%を占めている。

【12表】 過失運転致死傷罪に係る受理件数

| 年次    | 受理件数   | 過失運転致死傷罪        | その他         |
|-------|--------|-----------------|-------------|
| 平成24年 | 7,068  | 6,718<br>95.0%  | 350<br>5.0% |
| 平成25年 | 7,701  | 7,345<br>95.4%  | 356<br>4.6% |
| 平成26年 | 9,380  | 8,853<br>94.4%  | 527<br>5.6% |
| 平成27年 | 11,042 | 10,498<br>95.1% | 544<br>4.9% |

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

なお、平成27年における処理件数について、処理区分ごとに過失運転致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが13表である。

【13表】 過失運転致死傷罪に係る処理件数

| 平成27年  | 処理件数   | 過失運転致死傷罪        | その他         |
|--------|--------|-----------------|-------------|
| 全て許可   | 10,731 | 10,226<br>95.3% | 505<br>4.7% |
| 一部許可   | 284    | 258<br>90.8%    | 26<br>9.2%  |
| 全く応じない | 27     | 14<br>51.9%     | 13<br>48.1% |

※上段：件数 下段：処理件数に対する比率

※「全て許可」には、身上・前科等関係書類については不許可としたものを含む。

- 5 保管記録等につき、民事訴訟法上の文書提出命令がなされた事案について  
平成27年に文書提出命令がなされた事案は1件あり、その概要は次のとおりである。

【事案1】 交通事故の被害者遺族が提起した損害賠償請求事件

1 事案の概要

申立人ら（交通事故被害者遺族）がAに対して損害賠償請求を提起しているところ（以下「基本事件」という。）、事故現場付近に設置されていた防犯カメラの映像が記録された媒体について、文書提出命令が申し立てられたもの。

2 文書提出命令

（決定）

防犯カメラの映像が記録された媒体1枚を提出せよ。

（理由）

○民事訴訟法220条3号後段の該当性について

当該記録媒体は、交通事故の当事者遺族である申立人らと、捜査機関である相手方（検察庁をいう。以下同じ。）との間における法律関係に

関係のある、事故態様について記録した準文書であり、法律関係文書に該当する。

○刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）47条との関係

当該記録媒体は、不提出記録の一部であり、刑訴法47条本文により公にしてはならないとされている公判の開廷前の訴訟に関する書類に該当する。

そこで、同条ただし書の「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合」に該当するかが問題となるところ、その判断は、原則として当該記録媒体を保管する相手方の合理的な裁量に委ねられ、相手方において、当該準文書を公にする目的、必要性の有無程度等、諸般の事情を総合的に判断して決定すべきである。

ただし、相手方が当該記録媒体の提出を拒否したことが、民事訴訟における当該記録媒体を取り調べる必要性の有無・程度、当該記録媒体が開示されることによる弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らし、その裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものであると認められるときは、裁判所は、当該記録媒体の提出を命ずることができるものと解するのが相当である。

○本件文書の証拠調べの必要性等について

基本事件において、A及び被害者の過失の有無・程度を判断するに当たり、客観的証拠である当該記録媒体を取り調べる必要性は相当に高い。

確かに当該記録媒体の映像を司法警察員が解析した捜査報告書が既に開示されているが、同報告書添付の写真等は必ずしも鮮明ではなく、原本である当該記録媒体自体を取り調べる必要性や相当性が存する。

一方、当該記録媒体を開示することで関係者の名誉やプライバシーが侵害されるとは考え難く、また、相手方は、捜査や公判に不当な影響が及ぶ事情について主張してもいない。

以上から、相手方が当該記録媒体の提出を拒否することは、その裁量権を逸脱し、または濫用するものというべきである。

3 その他

提出を命じられた本件文書について裁判所に提出した。

第2 保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件について

平成27年に当局へ報告のあった保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件の概要は次葉のとおりである。

保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件(平成27年)

| 番号 | 不許可書面等<br>閲覧等請求理由                      | 不許可の根拠             | 裁 判 結 果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----|----------------------------------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 保管記録, 裁判書<br><br>民事訴訟のため<br>(請求者: 被告人) | 関係者のプライバシー保護のため    | <p>【棄却】</p> <p>訴訟関係人のする記録法に基づく保管記録の閲覧請求であっても、それが権利の濫用に当たる場合には許されないものというべきであり、記録法6条の規定に照らすと、関係人の名誉又は生活の平穩を害する行為をする目的でされた閲覧請求は、権利の濫用として許されないと解するのが相当である。</p> <p>申立人においては、本件刑事事件において、被害者やその家族の名誉等を害する行為に及んでいることなどに照らせば、保管検察官が不許可とした申立人以外の関係者の身上、経歴等のプライバシーに関する部分の閲覧を求める部分については、関係者の名誉及び生活の平穩を害する行為をする目的でされたと認められる相当の理由があり、権利の濫用として許されないというべきであるから、当該部分の閲覧を不許可とした保管検察官の処分は相当である。</p>                    |
| 2  | 裁判書<br><br>民事訴訟のため<br>(請求者: 被害者代理人弁護士) | 刑事確定訴訟記録法4条2項5号    | <p>【一部認容】</p> <p>本判決書には、被告人の本籍、住居の記載があるところ、申立人がこれらを閲覧し、民事裁判においてその内容が明らかにされることで、被告人の「生活の平穩を著しく害する」おそれがあると認められる。</p> <p>しかし、本件判決書のうち被告人の本籍、住居を記載した部分を除く部分について、判決書の一般の閲覧に供する必要性の高さに鑑みると、申立人がこれらを閲覧し、民事裁判においてその内容が明らかにされたとしても、記録法4条2項5号の閲覧制限事由に該当するとは認められない。</p>                                                                                                                                        |
| 3  | 保管記録<br><br>民事訴訟のため<br>(請求者: 被害者)      | 刑事確定訴訟記録法4条2項4号、5号 | <p>【棄却】</p> <p>申立人は、不服申立に当たり、被告人に対する事件のみならず、Aを被告人とする業務上過失傷害被告事件についても閲覧する必要があるのに、それを認めなかった検察官の処分は不当であるとの主張をしたものであるが、Aを被告人とした事件及びその記録の閲覧請求自体が存在しない。</p> <p>一部不許可処分をしたのはB区検察庁であって、C地方検察庁D支部検察官の処分は存在しない。仮に申立人の誤記であるとしても、E簡易裁判所に申し立てなければならず、本件準抗告は不適法。</p> <p>一部不許可部分のうち、一部は本件申立後、閲覧が許可されており、その部分について訴えの利益は消滅している。</p> <p>現在もなお閲覧が許可されていない部分は、記録法4条2項4号又は5号に該当すると認められ、しかも申立人において、閲覧すべき正当な理由は認められない。</p> |

保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件(平成27年)

| 番号 | 不許可書面等<br>閲覧等請求理由                      | 不許可の根拠          | 裁 判 結 果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----|----------------------------------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4  | 保管記録<br><br>刑事裁判及び民事裁判のため<br>(請求者：被告人) | 刑事確定訴訟記録法4条2項4号 | 【棄却】<br>閲覧の目的と閲覧を求める部分が結びつかない上、閲覧不許可部分は関係者の高度なプライバシーに関する情報であって、これを申立人が閲覧することについての正当な理由は見出し難く、その閲覧請求は権利の濫用として許されない。<br>よって、本件不許可処分は相当であり、本件準抗告の申立てには理由がない。                                                                                                                                                                                          |
| 5  | 保管記録<br><br>損害賠償請求のため<br>(請求者：被害者)     | 申立人の請求どおり許可     | 【棄却】<br>(申立人は「身上、前科等プライバシー部分を除く」として閲覧請求を行ったところ) 検察官は申立人の請求どおりの内容で閲覧を許可しており、本件許可処分は相当であり、保管記録の全ての閲覧を求める部分は理由がない。<br>(申立人は、記録法に基づき検察官の閲覧に係る処分の取消し並びに被告人の住所地及び電話番号等その連絡先の開示を命ずる裁判を求めているところ) 記録法は、保管記録の謄写並びに被告人に係る住所地及び電話番号等の開示を認める規定を置いておらず、よって、当該謄写及び開示に係る保管検察官の処分も存在しない。<br>よって、本件準抗告のうち、前記謄写及び開示を求める部分はその手続が法令の規定に違反しているというべきであり、本件準抗告の申立てには理由がない。 |
| 6  | 保管記録<br><br>裁判のため<br>(請求者：被告人)         | (不存在)           | 【棄却】<br>申立人が閲覧を求める2通の書面のうち、第1書面については申立人による適法な保管記録閲覧請求がなされているものの、当該書面が存在することをうかがわせるに足りる資料はなく、第2書面については、そもそも申立人による適法な保管記録閲覧請求がなされておらず、これに対する検察官の処分も存在しないことから、本件準抗告の申立てには理由がない。                                                                                                                                                                       |

保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件(平成27年)

| 番号 | 不許可書面等<br>閲覧等請求理由                                         | 不許可の根拠                       | 裁 判 結 果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|-----------------------------------------------------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7  | 保管記録<br><br>裁判のため<br>(請求者：被告人)                            |                              | 【棄却】<br>申立人は2通の調書の開示について申し立てているものの、いずれも閲覧請求時に申立人から検察官に対して閲覧請求はなされておらず、申立てはその前提を欠き理由がない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 8  | 保管記録<br><br>弁護人報酬請求のため<br>(請求者：被告人の<br>元刑事弁護人)            | 刑事確定訴訟記録<br>法4条2項4号、<br>5号   | 【一部認容】<br>本件不許可部分のうち、被告人作成に係る反省文、弁論要旨、保釈請求書については、弁護人の個人情報や被告人の身上関係等が記載された部分を除いて、それを第三者に閲覧させることで本人の改善更生や関係者の名誉又は生活の平穏を著しく害することとなるおそれがあるとは認められない。<br>記録法4条2項本文の閲覧制限の例外として「訴訟関係人」が規定されているところ、申立人は被疑者段階の弁護人であって、公訴提起前に辞任するなどした結果、当該被疑事件に係る刑事被告人に係る刑事被告人の弁護人にならなかった者は、記録法4条2項ただし書所定の「訴訟関係人」には当てはまらなと解すべきであり、したがって、申立人はこれに当たらない。                                                                                                    |
| 9  | 保管記録、裁判書<br><br>関連事件の弁護活動<br>のため<br>(請求者：被告人の<br>共犯者の弁護人) | 検察庁の事務に支障がある(刑事訴訟法53条1項ただし書) | 【棄却】<br>(申立人は、被告人の共犯者の弁護人であるところ)「検察庁の事務に支障のあるとき」(刑事訴訟法53条1項ただし書)には、当該保管記録を請求者に閲覧させることによって、その保管記録に係る事件と関連する他の事件の捜査や公判に不当な影響を及ぼすおそれがある場合も含まれると解し、本件保管記録は、その内容に照らせば、共犯者に対する被告事件の証拠になることは明らかで、共犯者の弁護人である申立人に本件保管記録を閲覧させれば、申立人の意図は別として、共犯者において罪証隠滅行為が容易になり、今後の公判に不当な影響が及ぶおそれが十分にあることや、申立人の閲覧目的が「関連事件の弁護活動のため」であることからすれば、実質的には現に係属中の共犯者に係る刑事事件の証拠開示を目的とするものと認められ、このような場合における証拠開示の可否は、当該訴訟の当事者と裁判所の適正な判断に委ねるのが相当であるから、閲覧不許可処分は相当である。 |

保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件(平成27年)

| 番号 | 不許可書面等<br>閲覧等請求理由                                   | 不許可の根拠                       | 裁 判 結 果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----|-----------------------------------------------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10 | <p>裁判書</p> <p>事件の内容を知るため<br/>(請求者：被告人の親族)</p>       | 刑事確定訴訟記録法4条2項5号              | <p>【認容】</p> <p>申立人が閲覧を求めている保管記録は(被告人以外の事件関係者の本籍等が記載された部分を除いた)判決書全体であるところ、当該事件の判決書のうち、申立人が閲覧を求めている部分には、被告人らの刑、犯罪事実等が記載されており、それらが明らかとなることで、被告人らを含む共犯者ら及びそれらの者の近親者等の名誉又は生活の平穏が害される可能性がないとは言えない。</p> <p>しかし、本件閲覧請求は裁判書のみをその対象としている上、本件請求部分には、各事件関係者の供述内容等が詳細に記載されているわけではなく、事件の内容は50年以上前のものであるから、事件関係者の名誉や生活の平穏に対して悪影響が生じるとは一般に考えにくい。さらに、申立人の閲覧対象、目的等からしても、事件関係者の名誉や生活の平穏が害される具体的可能性も想定されない。</p> <p>以上によれば、本件請求部分の閲覧により、事件関係者の名誉又は生活の平穏を著しく害することになるおそれまでは認められない。</p> <p>よって、検察官が申立人に対してした閲覧不許可処分を取り消す。</p> |
| 11 | <p>保管記録、裁判書</p> <p>民事訴訟のため<br/>(請求者：共犯者の代理人弁護士)</p> | 検察庁の事務に支障がある(刑事訴訟法53条1項ただし書) | <p>【棄却】</p> <p>申立人であるA及びBは、本件保管記録事件に係る被告人の共同正犯として、現在捜査中の被疑者であるところ、本件保管記録がA及びBについての犯罪の成否に関する証拠になることは明らかであるから、本件記録を閲覧させれば、申立人の意図は別として、罪証隠滅行為が容易になり、今後の捜査に困難が生じるおそれが十分にあると認められる。</p> <p>したがって、申立人に閲覧させることは、関連事件の捜査に不当な影響を及ぼすおそれがあり、申立人の本件保管記録の閲覧請求権が制限されることもやむを得ないと認められる。</p> <p>検察官が本件保管記録について閲覧を不許可とした処分は正当である。</p>                                                                                                                                                                                    |
| 12 | <p>保管記録、裁判書</p> <p>事件の内容を知るため<br/>(請求者：告発人)</p>     | 刑事確定訴訟記録法4条2項5号              | <p>【一部認容】</p> <p>準抗告における決定は、閲覧請求人の主張を一部認め、保管検察官の閲覧一部不許可処分を取り消し、閲覧請求人に対して一部の閲覧を認めた。</p> <p>これに対し、特別抗告における決定は、保管検察官による閲覧許可の除外部分の限度では記録法4条2項5号の閲覧制限事由に該当するとして保管検察官の判断は正当であるとし、閲覧請求人は本件被告事件の告発人であるが、市民グループの代表者として国民・周辺住民の知る権利や平穏に生活する権利を主張するのみであって、記録法4条2項ただし書にいう「訴訟関係人」に当たらないのはもとより、本件閲覧許可部分との関係において「閲覧につき正当な理由があると認められる者」にも当たらないことから、原決定には決定に影響を及ぼすべき法令違反があったとした。</p>                                                                                                                                   |